

岩手県監査委員告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年12月8日

岩手県監査委員 軽石 義則
岩手県監査委員 神崎 浩之
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
岩手県東京事務所	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入事務に係る調定時期及び金額が適正であるか、支出事務に係る補助・委託事業の完了確認が適正になされているか、当該事業目的の達成状況等に着眼して監査を行った。
岩手県大阪事務所	〃	〃
岩手県名古屋事務所	〃	〃
岩手県福岡事務所	〃	〃
岩手県内水面水産技術センター	〃	〃
岩手県立盛岡農業高等学校	〃	〃
岩手県立葛巻高等学校	〃	〃
岩手県立平舘高等学校	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。